



森田会長（中央）と女性会員の皆さん

町内のスポーツ愛好者で結成されている「D・O・スポーツ（森田勝彦会長）」が、さまざまなスポーツ教室の開催など、まちづくりへの多大な貢献に対して県教育委員会から表彰され、2月7日、町役場で伝達式が開かれました。

伝達式で森田会長は、「町民のスポーツ人口の底辺の拡大のためにこれからも活動を続けたい」と抱負を述べました。

D・O・スポーツは、今年度日本体育協会からの助成を受け、総合型地域スポーツクラブとして、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」をモットーに、スポーツ教室やスポーツ大会を企画・運営しています。

D・O・スポーツからのお知らせ

D・O・スポーツは、「スポーツによるまちづくりと健康づくり」を目的とした団体です。いろいろなスポーツ教室、大会を通して、一人でも多くの方がスポーツを楽しめる環境を提供したいと考えています。まずは事務局までお問合せください。

入会の申込み・お問合せ

D・O・スポーツ事務局（野田 274 タカハシスポーツ内、電話 72-2323、

E-mail club_do_sports@yahoo.co.jp）

町公民館（黒坂 1243- 1、電話 74-0212）

ホームページ http://www.geocities.jp/club_do_sports/

スポーツ安全保険 加入のご案内



少ない掛け金で
補償内容も充実。
現在 1,000 万人
加入の保険



スポーツ安全保険は、アマチュアのスポーツ・文化・ボランティア・地域・指導活動をする団体（5人以上）を対象に、グループ活動中の傷害事故や賠償責任を負う事故を補償する制度で、現在 1,000 万人の加入実績があります。加入内容、申し込みなど、詳しくは教育委員会までお問合せください。

受付 3月1日から

保険期間 4月1日から1年間

問合せ先 町教育委員会事務局（電話 72 2107）

町公民館（電話 74 0212）

対象団体	掛金（1人）
子どもの団体（中学生以下）	500円
文化・ボランティア・地域活動（高校生以上）団体	500円
高校生以上のスポーツ活動団体	1,500円
老人クラブなどの団体（60歳以上）	800円
危険度の高いスポーツ活動団体	9,000円

江府消防署からのお知らせ

住宅用火災警報器の設置が義務付けられます。

住宅火災による死者は急増中で、「7割が逃げ遅れ」によるものです。火災から尊い命を守るため、消防法及び市町村の火災予防条例により、すべての住宅に火災警報器の設置が義務付けられました。

Q. いつから設置するの？

A. 新築住宅は平成18年6月1日から、既存の住宅は平成23年5月31日までに設置が必要になります。

Q. どこに設置するの？

A. 少なくとも寝室と、寝室が2階などにある場合は階段にも設置が必要です。台所や居間にもできるだけ設置されたほうがより安心でしょう。

Q. 火災警報器ってどんなもの？

A. 自動的に火災の煙または熱を感知して警報音や音声で火災を知らせるものです。

Q. 火災警報器はどんな種類を設置するの？

A. 「煙式」のものを設置してください。ただし、台所など火災以外の煙を感知して警報を発する恐れがある場所に設置する場合は「熱式」のものとして設置することができます。また、警報器には、「乾電池タイプ」と「家庭用電源（AC100V）を使うタイプ」があります。

Q. 値段はどれくらいなの？

A. 1個5,000円から10,000円くらいで、天井や壁に自分で取り付けることができます。

Q. どこで買えばいいの？

A. 消火器などを販売している店や、ホームセンターなどで取り扱っています。住宅用火災警報器の品質を保証するものに、日本消防検定協会の鑑定があります。購入の目安として「NSマーク」がついている商品を選びましょう。

【悪質な訪問販売にご注意！】

住宅用火災警報器の義務化を悪用し、不適正な価格や無理強い販売などを行う悪徳業者に注意が必要です。

あたかも消防職員のような服装や言動で訪問し、勧誘する業者がいますが、町や消防団、消防署が直接、火災警報器を販売することはありません。また、特定の業者に販売を委託することもありますので、じゅうぶん注意してください。

問合せ 西部消防局予防課（電話 0859-35-1954）
江府消防署予防係（電話 77-2001）

リサイクルプラザの破砕機内で発火事故が続発しています！

スプレー缶などは必ず穴を開けて出してください。

リサイクルプラザ（伯耆町）のごみ破砕機内で、穴を開けずにごみとして捨てられたカセット式ガスボンベ、スプレー缶などが原因と思われる発火事故が、今年に入ってから続発しており、その後の安定的なごみ処理に支障が出ています。

このように、適性に分別、処理されていないごみの排出が原因で、その後の収集時の車両火災やリサイクルプラザ内での爆発・火災など、大災害に発展する危険性がじゅうぶんに潜んでいます。



カセット式ガスボンベ、スプレー缶などは次のとおり処分してください。

スプレー缶などは使い切った後、必ず穴を開けて出してください。

爆発や発火の恐れがあるものは、ごみ集積所には絶対に出さないで、専門の処理業者に処理を依頼してください。

一人一人がルールを守り、適性に処分していただきますよう、皆様のご協力をお願いします。

問合せ 役場産業振興課（電話 72 2101）